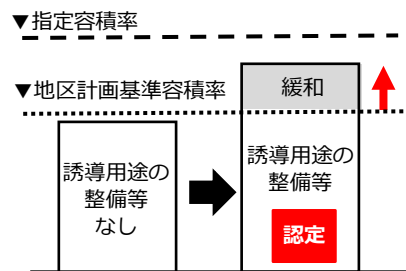


- ・名古屋駅・伏見・栄地区都市機能誘導制度（※）が適用される区域内においては、地区計画（名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区、錦二丁目7番地区（西地区））によって**指定容積率が「地区計画基準容積率」まで制限されています。**
- ・「地区計画基準容積率」とは、上記地区計画で**容積率の最高限度として定められた数値**のことを言います。
- ・誘導用途の整備など地区計画で定められた基準に適合する建築物については、認定により指定容積率を上限として容積率の緩和が受けられます。
- ・**認定を受けない建築物については「地区計画基準容積率」が上限となります。**（ただし、他の容積率緩和制度の適用を受ける場合を除きます。）
- ・これに伴い**本市が提供する都市計画の情報に「地区計画基準容積率」を表示します。**
- ・当該地区計画の区域外においてもその他の地区計画又は地域地区等により建築物等の制限が定められている場合がありますが、「地区計画基準容積率」のように表示をしていませんのでご注意ください。
- ・用途地域照会窓口でも「地区計画基準容積率」をお伝えします。

- ① 名古屋市都市計画情報提供サービス (ウェブサイトで提供)
- ② 名古屋市都市計画情報案内システム (都市計画課窓口を設置)
- ③ 用途地域指定図 (ウェブサイトで提供)
- ④ 地域制図 (ウェブサイトで提供)



【問合せ】名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課 地域計画担当 (西庁舎4F/ TEL 052-972-2713)  
用途地域照会窓口 (西庁舎4F/ TEL 052-972-2797)

## ② 名古屋市都市計画情報案内システム（窓口に設置）での表示

名古屋市都市計画情報案内システム  
都市計画情報 - マップ画面

拡大

都市計画情報

市街化区域 市街化調整区域 市街化区域

用途地域区分 商業地域

容積率(%) 1300 (地区計画基準容積率1000※)

建蔽率(%) 80

外壁後退距離(m) -

文教地区

特別工業地区

中高層居住専用地区

研究開発地区

大規模集客施設制限地区

流通業務団地

地区計画 名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画

都市機能誘導区域 都市機能誘導区域内

居住誘導区域 居住誘導区域内 (要安全配慮区域)

用途地域指定図番号 051

備考 ※名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画による容積率の最高限度(ただし、市長が認めた建築物は市長が指定した数値)。なお、当該地区計画区域外においてもその他の地域地区又は地区計画等により建築物等の制限が定められている場合あり

図中には地区計画基準容積率の表示がありません

地図上でクリックした場所の情報を表示しています。

縮尺: 1/2500

縮小 拡大

住所等から場所を検索する

調べたい箇所を選択します

「備考」欄に地区計画基準容積率の説明があります

## ③ 用途地域指定図（ウェブサイトで提供）での表示

図中には地区計画基準容積率の表示があります

凡例

右上に地区計画基準容積率の表示があります

「凡例」欄に地区計画基準容積率の説明があります

地区計画基準容積率

名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画及び錦二丁目7番地区計画(西地区)による容積率の最高限度(%) (ただし、市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、指定容積率を限度に市長が指定した数値)  
なお、上記地区計画の区域外においても、その他の地区計画又は地域地区等により建築物等の制限が定められている場合あり。

## ④ 地域制図（ウェブサイトで提供）での表示

図中には地区計画基準容積率の表示があります

上段に指定容積率、下段【 】内に地区計画基準容積率の表示があります

凡例

【 】内の数値は、名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画等による容積率の最高限度(数値は10に対する値) (ただし、市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、指定容積率を限度に市長が指定した数値)  
なお、上記地区計画の区域外においても、その他の地区計画又は地域地区等により建築物等の制限が定められている場合あり。

「凡例」欄に地区計画基準容積率の説明があります